

今後の取組予定について

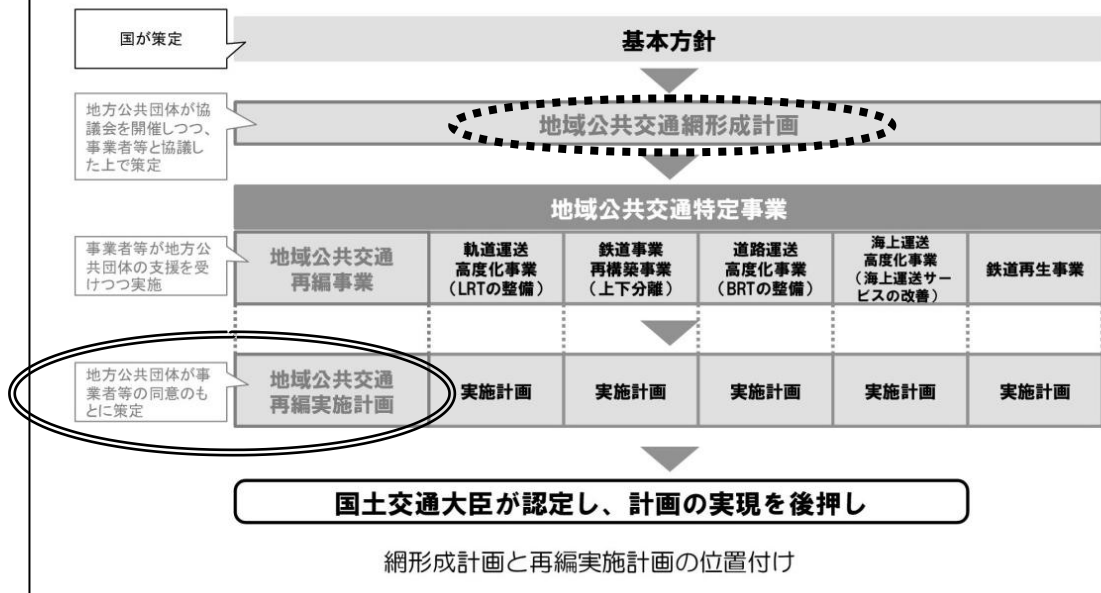
1 福山・笠岡地域公共交通再編実施計画の策定について

(1) 再編実施計画の位置づけ等

【国土交通省資料より抜粋】

網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が策定する基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地方公共交通特定事業など様々な取組）について記載します。

再編実施計画とは、「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画の一つです。網形成計画において、地方公共交通特定事業のうち「地域公共交通再編事業」に関する事項を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成することができます。この計画は、地方公共団体が事業者等の同意のもとに策定します。



(2) 期間（予定）

ア) 計画策定：2017年度(平成29年度)から2か年

イ) 計画実施：2019年度(平成31年度)から2022年度(平成34年度)までの4か年

(3) 策定方法

業務委託（再編を実施すべき路線・方法の検討等）

※ 網形成計画の修正（「地域公共交通再編事業」に関する事項の記載）が必要

(4) 委託先の選定

公募型プロポーザル方式（網形成計画作成業務と同等の手続きを予定）

2 計画推進事業の実施について

(1) 概要

福山・笠岡地域公共交通網形成計画に定めた施策を推進するため、国の支援制度を活用しながら公共交通の利用促進施策を中心とした「計画推進事業」に取り組む。

(2) 2017年度（平成29年度）予定事業

計画対象区域全体の公共交通マップ作成など

【国土交通省資料より抜粋】

地域公共交通調査等事業

(地域公共交通調査事業(計画推進事業)・地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業))



地域公共交通網形成計画又は国の認定を受けた地域公共再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価(協議会運営・フォローアップ等)に要する経費を支援

- ・補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- ・補助率: 1/2
- ・補助対象期間: 地域公共交通調査事業(計画推進事業): 地域公共交通網形成計画の策定から最大2年間
 地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業): 地域公共交通再編実施計画の認定から最大5年間
 (認定期間内に限る。)

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成(※1)



企画切符の発行(※2)



ラッピング・方面別カラーリング



モビリティマネジメントの実施(※3)

※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
 ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
 ※3 モビリティマネジメント: 過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしく」使う方向へと転換することを促す取組み

支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証
(満足度調査、OD調査等)
- ・検証結果を踏まえた事業改善方策の検討
(協議会委員の旅費・日当等)